

一般社団法人 高知県バスケットボール協会

旅費、宿泊費、日当、講師料等に関する規則

【基本方針】

旅費、宿泊費、日当、講師料等については、一般社団法人高知県バスケットボール協会（以下、KBA）の業務遂行に関して、会長が必要と認める場合に支出することとする。

1. 旅費

① 車賃

車賃については、実際に使用した区間を下に、算出し、支給する。

- (ア) 自家用車使用における車賃は、1 kmにつき、30円とし、1円以下の端数については切り捨てる。
- (イ) 同一地域（市町村）内の区間は、原則として支給しない。ただし、会長が必要と認めた場合は支給できる。
- (ウ) 次の区間における自家用車使用については、(ア)による距離計算ではなく、以下の簡易申請ができる。
土佐市～高知市 400円、須崎市～高知市 900円、
四万十市～高知市 3,000円 ※すべて片道（往復=片道×2）
- (エ) 有料道路を使用した場合は、領収書の提出があれば実費を支給する。

② 公共交通機関

- (ア) 公共交通機関を利用した場合は、実費を支給する。
- (イ) (ア)については、必要な範囲においてJR等の特急料金も含まれる。
- (ウ) 原則として、提出された領収書の金額を支給することとする。ただし、バス運賃等の領収書受理が不可能な場合においては、領収書が提出されなくても当該交通運行会社の設定している料金を支給する。
- (エ) 航空機等利用における宿泊費との一体料金についても、領収書の金額を支給する。

③ その他

その他の旅費については、会長が判断する。

2. 宿泊費

① 公共施設

公共施設における宿泊費は、領収書の金額を支給する。

② 公共施設を利用しない宿泊

領収書を添付しない宿泊費については、宿泊の事実があると会長が認めた場合は、次の範囲で支給する。

高知県内 5,000円、首都圏 10,000円

- ③ 航空機等利用における宿泊費との一体料金についても旅費規程に遵う。
- ④ 高知県代表または代表候補選手として、県内外の強化練習、強化合宿、各種大会に参加する際の、宿泊費とは別途に発生する食費については普及強化委員会で定める。
- ④ その他
その他の宿泊費については、会長が判断する。

3. 日当

- ① 日当は、原則半日以上とし、2,000円を支給する。（半日の場合は、1,000円を支給する）
- ② 移動時間を含む。
- ③ その他
その他の日当については、金額も含めて会長が判断する。

4. 事務職員の賃金

- ① 就業時間・支給金額等は、会長が判断し別途に定める。

5. 講師料

- ① 県内のKBA関係者の講師
 - (ア) JBAおよび上部団体の規則がある場合を除き、1日3,000円、半日1,500円とする。
 - (イ) 講師の資格に基づく講習における講師料は、(ア)の限りではなく、講習を主管する部署が設定することができる。
 - (ウ) 拘束時間は日当の場合と同じとする。
 - (エ) 旅費、宿泊費が発生する場合は、この規則により別途支給する。
- ② 県外から招聘する講師および県内のKBA関係者以外の講師
 - (ア) 講師または講師の所属する団体により講師料が設定されている場合は、その料金を適用する。
 - (イ) 設定されていない場合は、他の同様な講演を参考に、社会通念上逸脱しない範囲で支払うこととする。
 - (ウ) 旅費、宿泊費が発生する場合は、講師の社会的立場を考慮し、社会通念上逸脱しない範囲で支払うこととする。
 - (エ) (イ)(ウ)の金額については、会長が判断する。
- ③ その他
その他の講師料については、金額も含めて会長が判断する。

6. 諸費用の請求

すべて書面による申請および支給を原則とする。

- (ア) 旅費を含む諸費用の請求は、すべて書面（様式あり）をもって請求する。
- (イ) 書面には、この規則に定めがある場合を除き、領収書添付を原則とする。
- (ウ) 申請は事前申請を原則とし、すべて会長による決裁を必要とする。
- (エ) 定例会等、事前に日時等が判明しているものについては、事前にまとめて申請することができる。ただし人数の変更などにより変更が生じた場合は、決算までに訂正する。
- (オ) 1回の申請が3,000円以下の申請について、会長が認めた場合は事後に書面を提出できる。
- (カ) 事情により事前に書面を提出することが不可能な場合、会長が認めた場合は事後に書面を提出することができる。
- (キ) 支給は、会長の決裁により行う。事前に支給する場合は必要であれば、事前に支給することができる。

7. 源泉徴収

この規則にない支給については、いかなる名目であってもすべて個人所得とみなされる可能性がある。その場合には、KBAによる源泉徴収および納税が必要とされる。

年度末における決算を考え、支給に関しては1円たりとも規則から逸脱した支給を行わないようにするべきである。